

権利侵害、救済手段

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年6月29日

善意者に係る譲渡権の特例（譲渡権侵害の免責）

- 譲渡権者が許諾した第一譲渡がなされていない複製物又は原作品を頒布した場合は、主観的要件を問わず譲渡権侵害となる。
- 譲渡権消尽を信じて譲り受けた者の保護（113条の2）
- 市場で流通している著作物について、譲渡権が消尽していなかった場合（一次譲渡に譲渡権者の許諾がなかった場合、中間業者が無断で増刷した場合）、善意・無過失で著作物を譲り受けて、これらを公衆に譲渡（転売）する者は、113条の2により譲渡権侵害から免責される。
- ✓ 譲渡権消尽を信じて譲り受けた者の保護（113条の2）の善意・無過失の判断基準時は、譲受時。
- ✓ 譲渡権消尽の事例では、譲渡権侵害の主張に対して113条の2の抗弁が成立しても、113条1項2号のみなし著作権侵害が成立し得る。
- ✓ 113条の2により譲渡権侵害が免責されても、譲渡権は消滅しない。譲渡権者は、その後の転売に対して譲渡権を行使できる。
- 無過失で頒布権が消尽した（中古ソフト事件最高裁判決）と信じて映画の著作物の複製物を譲り受けた者にも113条の2が類推適用されると考えられる。

113条の2

「**著作物の原作品若しくは複製物**（映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。）を除く。以下この条において同じ。）、**実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において**、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ**第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が**当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を**公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。**」

侵害主体の認定

◆ 直接的に侵害行為を実行する者とは別に運営者・主催者が存在する場合に侵害主体が誰であるのか問題になる。

Ex. 侵害行為に使用される演奏装置を管理する者は、演奏権侵害の主体か？
コンサートの主催者は、演奏権侵害の主体か？

□ カラオケ法理

最高裁昭和63年3月15日判決（クラブキャッツアイ事件）は、

- ・ カラオケスナック運営者がカラオケ装置を管理・支配していたこと（管理・支配）
- ・ 客がカラオケ装置を利用することにより、カラオケスナックの雰囲気醸成するという利益を得ていたこと（利益帰属）

を根拠にカラオケスナック運営者が、演奏行為の主体であると判断した。

□ 最高裁平成23年1月20日判決（ロクラクII事件）は、被告が、ユーザの指示に応じてテレビ放送を録画する装置を管理・支配していたこと、及び当該装置がなければ複製は事実上不可能であったことを根拠に被告が、複製行為の主体であると判断した。

□ 最高裁令和4年10月24日判決（音楽教室事件）は、侵害主体の判断基準として、諸事情を総合考慮すべきとの考え（総合考慮説）を示した。

- ・ 総合考慮説によると事案に応じて柔軟な判断をすることができる。しかし、答案では書きにくい。
- ・ 例えば、演奏主体は、施設運営者の演奏施設に対する管理支配の程度、演奏行為による利益の帰属、演奏の目的、演奏をした者の自主性等の諸事情を総合考慮して判断されるべきである、との判断基準にすることが考えられる。

【クラブキャッツアイ事件の事例】

収容人数が数人のカラオケスナックが、客が自由にカラオケ楽曲の録音データを再生できるカラオケ装置を設置していた。カラオケ装置の利用自体は無料であった。

◆演奏の主体は、歌唱する客か？それとも、カラオケスナックの営業主か？

- ・カラオケ法理によると、営業主がカラオケ装置を設置・管理しており、カラオケ装置の提供により店の顧客誘引力を高める利益を得ているので、営業主が演奏の主体と考えられる。

◆公衆に聞かせる目的（22条）と言えるか？

- ・カラオケスナックに来場する客は不特定である。したがって、「公衆」に聞かせる目的と評価できる。

◆営利目的（38条1項）があるか？

- ・間接的な営利目的でよい。カラオケ装置の提供により店の顧客誘引力を高めることは間接的な営利目的と評価できる。

22条

「著作者は、その著作物を、**公衆に**直接見せ又は**聞かせることを目的**として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。」

38条1項

「公表された著作物は、**営利を目的とせず**、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」

最高裁令和4年10月24日判決（音楽教室事件）

- ◆ 音楽教室の生徒が教師の指示・指導の下で課題曲（本件著作物）を演奏する事案において、演奏主体が、音楽教室運営者なのか？生徒なのか？が争点になった。

【最高裁の判断】

「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。被上告人らの運営する音楽教室のレッスンにおける生徒の演奏は、教師から演奏技術等の教授を受けてこれを習得し、その向上を図ることを目的として行われるのであって、課題曲を演奏するのは、そのための手段にすぎない。そして、生徒の演奏は、教師の行為を要することなく生徒の行為のみにより成り立つものであり、上記の目的との関係では、生徒の演奏こそが重要な意味を持つのであって、教師による伴奏や各種録音物の再生が行われたとしても、これらは、生徒の演奏を補助するものととどまる。また、教師は、課題曲を選定し、生徒に対してその演奏につき指示・指導をするが、これらは、生徒が上記の目的を達成することができるように助力するものにすぎず、生徒は、飽くまで任意かつ自主的に演奏するのであって、演奏することを強制されるものではない。なお、被上告人らは生徒から受講料の支払を受けているが、受講料は、演奏技術等の教授を受けることの対価であり、課題曲を演奏すること自体の対価ということとはできない。

これらの事情を総合考慮すると、レッスンにおける生徒の演奏に関し、被上告人らが本件管理著作物の利用主体であるということとはできない。」

- 本判決は、演奏主体は、訴訟当事者である音楽教室運営者ではなく、生徒であると判断した。
- 仮に、各生徒に対して演奏権侵害訴訟を提起しても、生徒は営利目的で演奏するわけではないので、38条1項の抗弁が成立すると思われる。

【背景事実】

- 電子掲示板「2ちゃんねる」に著作物（「本件著作物」）が無断掲載されていた。
- 本件著作物の出版社は、2ちゃんねるの運営者に対し、著作権侵害を警告すると共に削除要請した。
- 2ちゃんねる運営者は、出版社に対して、自分ではなく本件著作物を投稿した者に削除要請して欲しい旨の返答をし、それ以外の措置を講じなかった。
- 出版社は、2ちゃんねる運営者に対して公衆送信権侵害行為の差止を請求する訴訟を提起した。

【東京高裁の判断 - 電子掲示板運営者の責任】

- 電子掲示板の運営者による著作権侵害状態の放置が著作権侵害行為と評価されるべき場合がある。
- インターネット上において誰もが匿名で書き込みすることができる掲示板を運営する者は、著作権侵害となるような書き込みがなされないよう、適切な注意事項を案内するなどの事前の対策を講じる義務がある。
- かかる運営者は、著作権侵害の指摘を受けた場合、可能ならば投稿者に照会し、著作権侵害が極めて明白であるときは直ちに削除すべきである。
- 電子掲示板運営者が大量の削除要請に忙殺されている状態にあったとしても削除義務は免れない。
- 著作権者が容易に違法投稿者に連絡することができるシステムである場合は、電子掲示板運営者を著作権侵害者とみなすべきではないこともあり得る。

東京高裁平成17年3月3日判決（2ちゃんねる事件） - 電子掲示板運営者の責任

【東京高裁の判断の続き - 本件における電子掲示板運営者の責任】

- 本件の事例では、著作権侵害が明白でかつ深刻であるから、2ちゃんねる運営者は投稿者に照会することなく即時削除すべきであった。
- 2ちゃんねる運営者は、削除することも、投稿者に連絡して削除要請することも容易であったにも拘らず、いずれも実行しないで放置した。この行為は、故意又は過失による著作権侵害への加担と評価され、112条の「著作権、出版権…を侵害する者」に該当する。

- 参考判例：知財高裁平成24年 2月14日判決（楽天事件） - 楽天市場出品者のサイトで商標権侵害がなされた場合において楽天株式会社（楽天市場運営者）に対して商標権侵害行為差止請求・損害賠償請求がなされた事例

【背景事実】

- 楽天市場の複数の出品者ページで、イタリアの雑貨ブランド「Chupa Chups」／「チュッパ チャプス」を無断使用した商品が販売されていた。
- 本件登録商標：



侵害商品の例：



インターネット上でショッピングモールを運営する行為についての参考判例

参考判例：知財高裁平成24年 2月14日判決（楽天事件） の続き

【争点】

楽天市場の運営は商標権侵害行為になるか？

【知財高裁の判断】

- 出品ページを管理・支配して出品ページから利益を得ているショッピングモール運営者は、権利侵害を知ったときから合理的期間内に削除しなかった場合には、出品者と同様に、差止請求と損害賠償請求の責任を負う。
- かかるショッピングモール運営者は、権利侵害の通知を受けたら速やかに調査しなければ、出品者と同様に、差止請求と損害賠償請求の責任を負う。
- インターネット上でショッピングモールを運営する行為は、「商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡」（商標法2条3項2号）との文言には該当しない。しかしながら、社会的・経済的な観点から、インターネット上でショッピングモールを運営する行為を商標権侵害行為と認定することは可能である（筆者による本判決の理解）。
- 商標法37条（禁止権対象行為、間接侵害行為の指定）は、同条に列举されている以外の行為を商標権侵害行為から排除するものではない。
- 本件では、商標権侵害の事実が通知された後速やかに問題の出品ページが削除されたので、楽天市場の運営が商標権を違法に侵害したとまでいうことはできない。

差止請求、廃棄請求（112条、117条1項）

- ◆ 差止請求（停止請求）の要件： 侵害行為は継続しているか？
- ◆ 差止請求（予防請求）の要件： 将来、侵害行為がなされるおそれはあるか？
- ✓ 翻案権侵害については、翻案行為により侵害が完了しているため、差止請求の要件を充足しない。原著作者は、28条の権利の侵害を主張することになる。
- 差止請求は、侵害行為の不作为を求める請求。
- 112条は故意・過失を要求していない。
- 被告物件の一部のみが侵害している場合、差止請求（例えば、コンサートにおける一部の楽曲のみの演奏が演奏権侵害になる事例においてコンサート自体の差止を請求）の一部が権利濫用の抗弁により棄却され得る。 ※平成29年司法試験参照
- 常時大規模使用されている金融機関のシステムの一部がプログラムの著作権を侵害している場合のように、著作権者を保護する必要性に比して差止の影響が過大である場合には、差止請求の全部が権利濫用の抗弁により棄却され得る。

112条1項

「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」

差止請求、廃棄請求（112条、117条1項）

- 著作権者は、違法複製物（「侵害の行為によつて作成された物」）又は譲渡権を侵害する商品の在庫（「侵害の行為を組成した物」＝その使用が侵害行為の内容となるもの）の廃棄請求をすることができる。
- 112条2項の請求は、112条1項の請求に付随している必要があり、112条1項の請求を伴うことなく単独で請求することはできないと考えられる。

112条2項

「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。」

- 著作権が共有されている場合、各共有者は、単独で、差止請求・廃棄請求、自己の持分についての損害賠償又は不当利得返還を請求することができる（117条1項）。

117条1項

「共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得ないで、第百十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。」

差止請求、廃棄請求（112条、117条1項）

□横浜地裁平成12年10月25日判決（平5（ワ）4509号 ・ 平9（ワ）3371号）

【原告の請求】

「同（二）記載の文書について、…同X 1 1（以下「原告X 1 1」という。）…に対する関係で、…それぞれ印刷、製本、販売、頒布、複写及び謄写をしてはならない。」

【裁判所の判断】

「5 差止及び廃棄請求の許否

以上のように、原告ら主張に係る被疑文書（二）の表2 No 4 及び表2 No 8並びに同（四）の表4 No 1 は、原告らの著作権を侵害するが、各被疑部分のそれぞれがその書籍全体に占める割合はわずかな部分にすぎないから、当該書籍全体の差止め及び廃棄（以下「差止等」という。）請求を認めることは、被告らに過大な不利益を与えるものであって、正義・公平に反する結果となる。右の各被疑文書はそれぞれが独立してまとまっているのであるが、その「侵害」部分のみを区分して差止等を認めることも物理的には困難ではなく、全部差止等がされるよりも一部差止等の方が被告らにとっては利益であると解されるし、一部差止等を認めたとしても原告らの意思に反するものとは認められないし、民訴法二四六条に反するものでもない。

よって、原告らの差止等の請求は、著作権侵害が認められた部分のみについて認めるのが相当である。」

【主文】

「被告Y 1 及び同平塚市は、原告X 1 1 に対する関係で、別紙1（二）の文書につき、別紙2の表2 No 4 及び表2 No 8の各「侵害」部分を記載したまま、印刷、製本、販売、頒布、複写又は謄写してはならない。」

名誉回復措置の請求（115条）

- 著作者人格権侵害については、115条に基づき名誉を回復するための措置（氏名表示権が侵害された場合の氏名表示、同一性保持権侵害がなされた場合における訂正、謝罪広告）を請求することができる。
- 115条の文言中「著作者…であることを確保しするために適当な措置」（氏名表示権に基づく名誉回復措置）及び「訂正」（同一性保持権又は氏名表示権に基づく名誉回復措置）についても、名誉又は声望が棄損されたことが要件になると考える。
- 回復対象である「名誉若しくは声望」は、著作者又は著作物に対する社会的評価であり、主観的な名誉感情ではない（最高裁昭和61年5月30日判決）。
- 115条の請求は、故意・過失を要件とする。

115条（名誉回復等の措置）

「著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。」

損害賠償請求・不当利得返還請求（民法709, 703条、著作権法117条1項）

- 不法行為に基づく損害賠償請求をするためには、民法709条の故意又は過失が必要。著作権法には過失推定規定はない。
- 損害賠償請求権が時効消滅（民法724条1号）したとき（侵害警告日から3年経過したとき）、ライセンス料相当額の不当利得（114条3項の損害額と同額）の返還を請求できる。
- 現行民法166条1項によると、損害賠償請求権が時効消滅した場合における不当利得返還請求権が請求できる期間は2年だけとなる。

民法166条1項 「債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。」

- 著作権が共有されている場合、各共有者は、単独で、差止請求、自己の持分についての損害賠償又は不当利得返還を請求することができる（117条1項）。
- 著作権侵害に基づく損害賠償請求については、114条で損害額が推定される。
- 著作者人格権侵害については、損害賠償額を推定する規定はない。事案に応じて精神的損害の額が認定される。

損害賠償額の推定（114条）

- 114条1項： 著作権者の商品の利益単価に基づいて算定される逸失利益額
- 著作権者（公衆送信権者、譲渡権者、頒布権者）又はライセンシーが本件著作物の商品（著作権者商品）を販売していることが1項の適用要件であると考えられる。
- ただし、著作権者（公衆送信権者、譲渡権者、頒布権者）又はライセンシーが著作権者商品を販売していなくても、侵害品と競合する商品を販売していれば1項が適用されるとの考え（大阪地裁平成16年12月27日判決）もあり得る。
- 1項推定損害額の一部は、侵害者の営業努力、市場における競合品の存在等の事情（「その全部又は一部に相当する数量を当該著作権者等が販売することができないとする事情」）により推定覆滅されることがある。

1 項推定損害額 = 著作権者商品一個当たりの粗利益（限界利益） × 侵害品の譲渡数／ダウンロード数

- 114条2項： 侵害者が侵害行為により得た利益の額
- 著作権者が侵害行為と同様の態様で本件著作物を利用していることが2項の適用要件であると考えられる。
- 1項におけると同様に推定覆滅されることがある。

2 項推定損害額 = 侵害者が侵害行為により得た利益の額

- 114条3項： ライセンス料相当額
- 著作権者が本件著作物を利用していなくても3項は適用される。
- 1項で推定覆滅された部分にも3項は適用され得る（114条1項2号）。
- 2項で推定覆滅された部分にも3項は適用され得ると考えられる。
- 3項の「著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」は、訴訟で著作権侵害が認定されたことを前提とするライセンス料相当額であり、通常のライセンス料相当額よりも高額になる。